

5. 申請手続きに関することについて 2

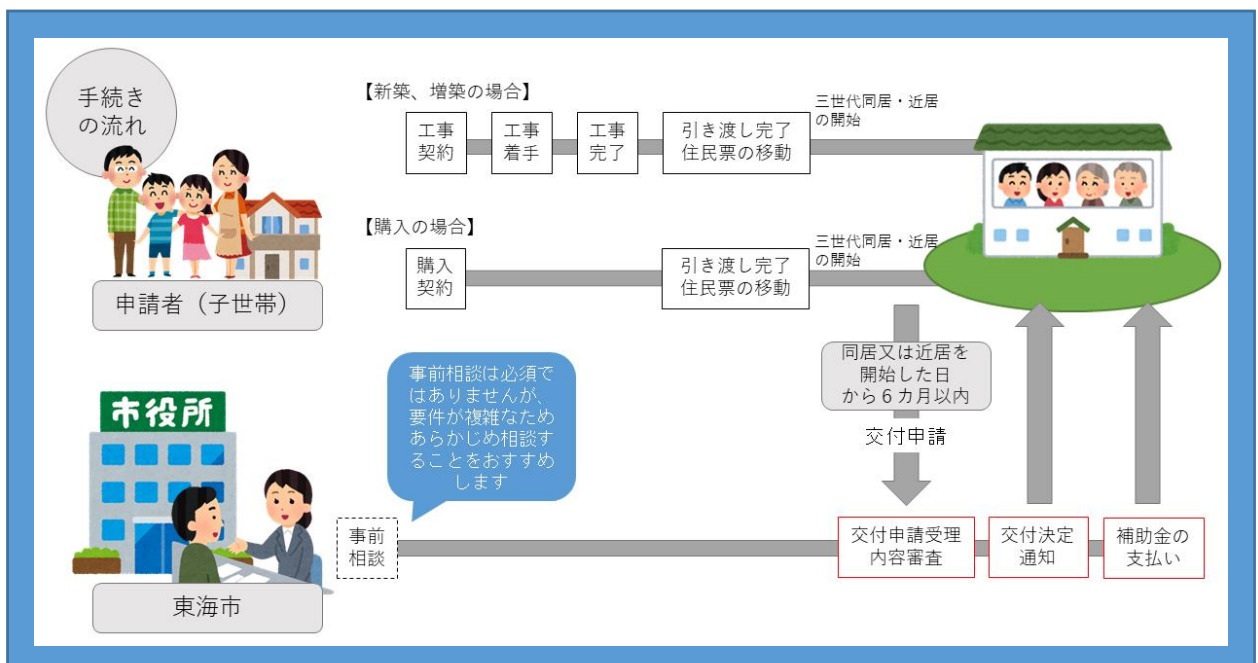
- Q5-1 三世代同居又は三世代近居を行うための住宅の新築（増築、購入を含む）の場合、契約前に補助金の内定を受けておく必要がありますか？ 2
- Q5-2 申請はいつまでにすればいいですか？ 3
- Q5-3 省エネ改修の補助金と国の補助金を受ける場合、契約書や見積書を分ける必要がありますか？ 3
- Q5-4 今年度中に中古住宅（中古マンション）の購入と省エネ改修を行い、その後、三世代で同居（近居）する予定ですが、住民票の異動が仕事の関係で来年度になる場合、補助の対象になりますか？ 3
- Q5-5 長期優良住宅建築等計画の認定の認定証はどのようなものですか？ 4
- Q5-6 低炭素建築物新築等計画の認定の認定証はどのようなものですか？ 8
- Q5-7 建築物省エネルギー消費性能向上計画の認定証はどのようなものですか？ 10
- Q5-8 B E L S の評価書はどのようなものですか？ 12
- Q5-9 添付する確認済証はどのようなものですか？ 17
- Q5-9 添付する確認済証はどのようなものですか？ 18
- Q5-10 建築確認済証や検査済証を紛失してしまいました。再発行はしてもらえますか？ 18
- Q5-11 長期優良住宅等の認定証を紛失してしまいました。再発行はしてもらえますか？ 19

5. 申請手続きに関することについて

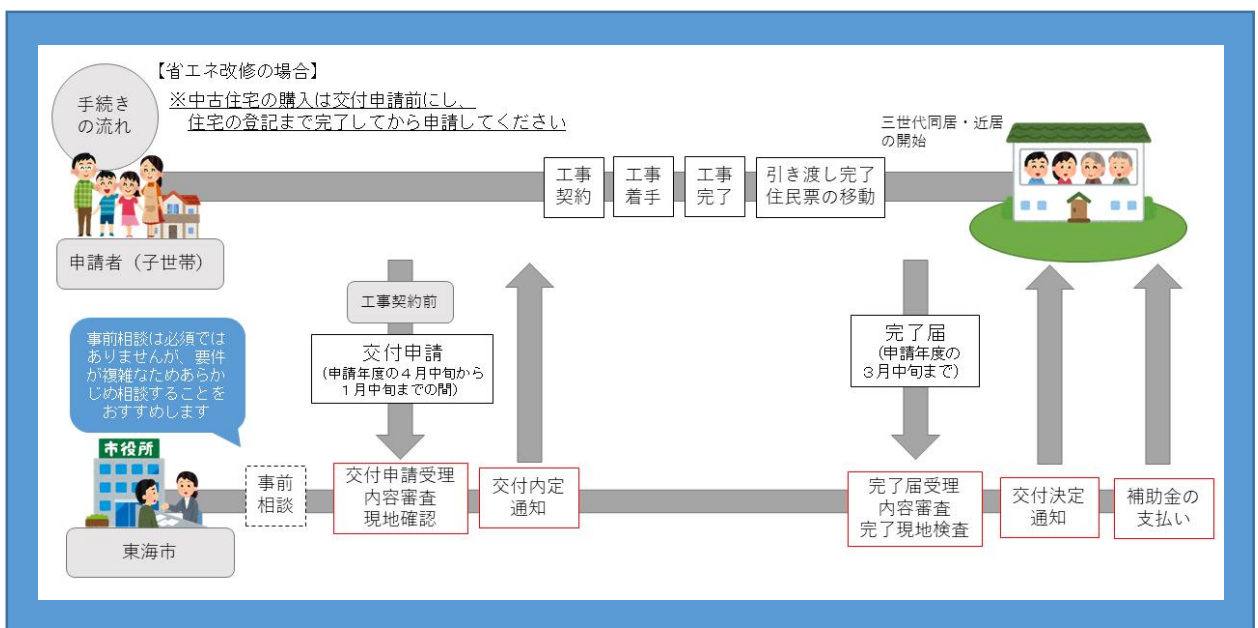
Q5-1 三世同居又は三世近居を行うための住宅の新築（増築、購入を含む）の場合、契約前に補助金の内定を受けておく必要がありますか？

A5-1 新築、増築又は購入をした住宅は契約前に補助金の内定を受ける必要はありませんが、中古住宅を購入し、**省エネ改修をする場合は省エネ改修の工事請負契約前**に補助金の内定を受ける必要があります。

【新築、増築、購入の場合】



【省エネ改修の場合】



Q5-2 申請はいつまでにすればいいですか？

A5-2 新築、増築又は購入をした住宅は三世代同居又は三世代近居を開始した（補助対象住宅の住所地に住民票を異動した日）年度末までに申請書に必要書類を添えて申請してください。

省エネ改修をする住宅は、令和6年4月15日から令和7年1月15日までの間に申請書に必要書類を添えて着工前に申請してください。

Q5-3 省エネ改修の補助金と国の補助金を受ける場合、契約書や見積書を分ける必要がありますか？

A5-3 契約書等を2つに分ける必要はありませんが、市の補助の対象部分と国の補助の対象部分が分かる内訳明細書を添付してください。

Q5-4 今年度中に中古住宅（中古マンション）の購入と省エネ改修を行い、その後、三世代で同居（近居）する予定ですが、住民票の異動が仕事の関係で来年度になる場合、補助の対象になりますか？

A5-4 市が要綱で指定する期日までに三世代同居又は三世代近居していないため、補助の対象になりません。

Q5-5 長期優良住宅建築等計画の認定の認定証はどのようなものですか？

A5-5 様式の4種類のうち、いずれかを添付してください。

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番） 令和4年9月までの様式

認 定 通 知 書
(新 築)

認 定 番 号
認 定 年 月 日

(※) 確 認 番 号 第 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建 築 主 事 の 氏 名

様 様 東海市長 花 田 勝 重

補助申請書の申
請者と一致して
いるかを確認 東海市長若しくは
愛知県知事名にな
ります。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅
建築等計画について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基
づき通知します。 要綱に書かれている法
律名と合致しているか
を確認

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る住宅の位置 補助申請書の所
在地と一致して
いるかを確認
5. 工事種別

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3
項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(管理番号： -)

令和4年10月からの様式

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

認定通知書
（新築 / 増築・改築 / 既存）

認定番号 第 年 月 日
認定年月日

(※) 確認番号 第 年 月 日
確認年月日
建築主事の氏名

様
様

補助申請書の申
請者と一致して
いるかを確認

東海市長若しくは
愛知県知事名にな
ります。

東海市長 花田 勝重

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

要綱に書かれている法
律名と合致しているか
を確認

1. 申請年月日

2. 申請者の住所

3. 認定に係る住宅の位置

補助申請書の所在地と
位置しているかを確認

4. 認定に係る住宅の構造

5. 共同住宅等に係る申請にあつては、認定対象住戸番号

6. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあつては、工事種別 新築

7. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあつては、新築又は増築・改築の時期

8. 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請を行った場合においては、同条第1項の規定による求めを行った年月日

(※)は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(管理番号： -)

変更認定通知書
(新築)

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

様

補助申請書の申請者と一致しているかを確認

東海市長若しくは愛知県知事名になります。

東海市長 花田 勝重

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第9条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
4. 認定に係る住宅の位置
5. 認定に係る住宅の構造
6. 当初認定時の工事種別

要綱に書かれている法律名と合致しているかを確認

補助申請書の所在地と一致しているかを確認

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(管理番号： -)

変更認定通知書
(新築 / 増築・改築 / 既存)

認定番号 第 年 月 日
認定年月日

(※) 確認番号 第 年 月 日
確認年月日
建築主事の氏名

様
様

補助申請書の申請者と一致しているかを確認

東海市長若しくは愛知県知事名になります。

東海市長 花田 勝 重

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等の変更について、同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

要綱に書かれている法律名と合致しているかを確認

- 1. 申請年月日
- 2. 申請者の住所

- 3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画等の認定番号

4. 認定に係る住宅の位置

補助申請書の所在地と一致しているかを確認

- 5. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
- 6. 認定に係る住宅の構造
- 7. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別
- 8. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築又は当初認定を受ける前にした増築・改築の時期

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(管理番号： -)

Q5-6 低炭素建築物新築等計画の認定の認定証はどのようなものですか？

A5-6 様式の2種類のうち、いずれかを添付してください。

様式第六（第四十三条関係）（日本産業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

様
様

補助申請書の申請者と一致しているかを確認

東海市長若しくは愛知県知事名になります。

東海市長 花田勝重

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

要綱に書かれている法律名と合致しているかを確認

1. 申請年月日

2. 申請者の住所

3. 認定に係る住宅の位置

補助申請書の所在地と位置しているかを確認

(※) は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(管理番号： -)

様式第八（第四十六条関係）（日本産業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

様
様

補助申請書の申
請者と一致して
いるかを確認

東海市長若しくは
愛知県知事名にな
ります。

東海市長 花田勝重

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

要綱に書かれている法
律名と合致しているか
を確認

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の低炭素建築物新築等計画の認定番号
4. 認定に係る建築物の位置

補助申請書の所在地と
位置しているかを確認

(※) は法第55条第2項において準用する法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

Q5-7 建築物省エネルギー消費性能向上計画の認定証はどのようなものですか？

A5-7 様式の2種類のうち、いずれかを添付してください。

様式第三十四（第二十五条第二項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

認定番号
認定年月日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

様
様

補助申請書の申請者と一致しているかを確認

東海市長 花田勝重

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第35条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

要綱に書かれている法律名と合致しているかを確認

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

補助申請書の所在地と一致しているかを確認

(※)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十六（第二十八条関係）（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

様
様

補助申請書の申
請者と一致して
いるかを確認

東海市長 花 田 勝 重

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、同条第2項において準用する同法第35条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

要綱に書かれている法
律名と合致しているか
を確認

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
4. 認定に係る建築物の位置

補助申請書の所
在地と一致して
いるかを確認

(※) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

Q5-8 BELSの評価書はどのようなものですか？

A5-8 様式の2種類のうち、いずれかを添付してください。

(別記参考様式第1号)

令和6年3月31日までの様式

BELS 評価書

申請者の連絡先
 東京都●●区●●丁目●●番●●号

申請者の氏名又は名称
 ○○○○株式会社

補助申請書の申請者と一致しているかを確認

補助申請書の所在地と一致しているかを確認

下記の建築物に関して、BELS 評価業務方法書に従って評価を行う。なお、評価結果については、提出を受けた図書にて評価したものであり、それ以降の計画の変更や時間経過などによる変化がないことを保証するものではありません。

建築物の所在地 地域区分 6
 東京都●●区●●丁目●●番●●号

名称
 ○○○○新築住宅

建築物に関する基本的事項

階数	地上2階	構造	木造
延べ面積	180.00㎡		
新築竣工時期 (計画中の場合は予定時期)	○○○○年○○月○○日		

申請対象部分に関する基本的事項

用途 一戸建ての住宅

改修の竣工時期 (※1)

(※1) 申請対象部分を改修する場合のみ記載されます。

評価結果

星が5つであることを確認

評価手法 (※2)	非住宅部分	対象外	住戸部分 (共用除く)	非住宅・住宅計算方法 (性能基準) (平成28年基準)
BEIの値 (削減率) (※3)	新築 (改修後等)	0.44 (56%削減)	改修前	
単位面積当たりの一次エネルギー消費量 (MJ/㎡・年)	設計値 (その他除く)	216	設計値 (その他含む)	393
	基準値 (その他除く)	496	基準値 (その他含む)	673

評価手法 (※2)	非住宅部分	対象外	住戸部分 (共用除く)	非住宅・住宅計算方法 (仕様基準) (平成28年基準)
外皮性能	非住宅部分	—	住戸部分	適合 UA=0.60

(※2) 平成28年基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号) に基づく基準をいいます。
 (※3) 削減率は、設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量除く) の基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量除く) からの削減率をいいます。

特記事項

「ZEBマーク」又は「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」、「ZEH-Mマーク」に関する事項	『ZEH』
再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (※4)	29%削減
再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (※4)	127%削減

(※4) 設計・基準一次エネルギー消費量は、「その他エネルギー消費量」を除きます。また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内 (オンサイト) に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含まれます。住宅の場合、再生可能エネルギーは再生可能エネルギー等とし、太陽光発電システム、コージェネレーションシステムの逆潮流によるエネルギーをいいます。

評価書交付年月日 ○○○○年○○月○○日

評価書交付番号 ○○○-○○-○○○○○

評価機関名
 評価員氏名 ○○○○○○ 印

Ver.○○○○

(別記参考様式第1号)

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

評価結果(詳細)							
■設備毎の単位面積当たりの一次エネルギー消費量について (MJ/㎡・年)							
非住宅部分 (※5)	設備項目	空調設備	機械換気設備	照明設備	給湯設備	昇降機	エネルギー利用効率化設備
	設計値	450.00	182.00	208.00	58.00	71.00	
	基準値	835.00	162.00	412.00	63.00	80.00	
住戸部分	設備項目	冷房設備	暖房設備	換気設備	照明設備	給湯設備	エネルギー利用効率化設備
	設計値						
	基準値						
共同住宅等の 共用部分(※6)	設備項目	空調設備	機械換気設備	照明設備	給湯設備	昇降機	エネルギー利用効率化設備
	設計値						
	基準値						

(※5) 非住宅の評価手法がモデル建物法の場合は、「設計値」にB E I値が表示されます。また、「設備項目」に「エネルギー利用効率化設備」とあるのは「太陽光発電設備」となります。
 (※6) 「エネルギー利用効率化設備」の「太陽光発電設備」は自己消費量を対象としています。

参考情報

■二次エネルギー消費量に関する項目(※7)

・設計二次エネルギー消費量

太陽光発電による削減量(※8) : コージェネレーションによる削減量(※9) :

電力(買電量)(※10) : ガス : 灯油 :

・基準二次エネルギー消費量(※11)

電力 : ガス : 灯油 :

(※7) 申請対象部分に住宅部分(共用部分を除く)が含まれ、かつWEBプログラムVer.2.4.2以降の計算結果が提出された場合に表示されます。

WEBプログラムとは、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)」をいいます。

(※8) 太陽光発電による発電量のうち、売電を除く自己消費量をいいます。

(※9) コージェネレーションによる発電量をいいます。

(※10) 総電力から、(※8)及び(※9)を差し引いた電力をいいます。

(※11) 基準二次エネルギー消費量は、Jクレジット制度方法論番号EN-S-039 Ver.2.0「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」に基づき算出しています。

■特記事項補足

・該当項目無

■その他の項目(申請者からの情報提供に基づいて記載した事項であり、評価に基づくものではありません。)

Ver.〇〇〇〇

(別記参考様式第1号 (別紙)) 【申請者が複数の場合】

〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

(別紙)

申請者2の連絡先

東京都新宿区神楽坂***

申請者2の氏名又は名称

〇〇〇株式会社

申請者3の連絡先

東京都新宿区神楽坂***

申請者3の氏名又は名称

〇〇〇株式会社

申請者4の連絡先

東京都新宿区神楽坂***

申請者4の氏名又は名称

〇〇〇株式会社

令和6年4月1日からの様式

建築物省エネ法に基づく

建築物の省エネ性能の評価書

住宅(住棟)

自己評価

物件概要	建物名称	〇〇〇〇〇〇マンション				
	所在地	〇〇〇〇			地域区分	6地域
	構造	〇〇造	階数	地上00階、地下0階	延べ面積	00000.00㎡
	再エネ設備	再エネ	あり	種類	太陽光発電設備	容量
評価概要	評価日	2024年06月01日				
	評価対象	住棟(住戸部分+共用部分)			所属	〇〇
	評価手法	エネルギー消費性能	性能基準(詳細手法)		氏名	〇〇〇〇
		断熱性能	性能基準(詳細手法)		資格	〇〇〇〇
備考						

補助申請書の所在地と一致しているかを確認

住宅(住棟) 再エネ設備あり

建築物省エネ法に基づく
省エネ性能ラベル

エネルギー消費性能 太陽光発電(自家消費)分

断熱性能

ZEH水準 エネルギー消費性能で★3つ(太陽光発電は考慮しない)、かつ断熱性能で■5を達成

自己評価 〇〇〇〇〇〇マンション 評価日 2024年6月1日

星が3つ以上であることを確認

1 エネルギー消費性能

国が定める省エネ基準からどの程度エネルギー消費量を削減できているかをみる指標(BEI)を、星の数で示しています。

★ エネルギー消費量の削減率(10%分)
✨ 再エネ(太陽光発電)分でのエネルギー削減率(10%分)



POINT

BEIとは、国が定めるエネルギー消費量の基準値を1とした際に、当該建築物のエネルギー消費量がいくつになるかを示したものの、BEI=0.80であれば削減率は20%となり、星の数は3つ(0%で1つ、さらに10%ごとに星1つ)で表現されます。建物の断熱性を高め、省エネ性の高い設備を導入し、太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備を導入することで、削減率は高まります。

2 断熱性能

「建物からの熱の逃げやすさ」と「建物への日射熱の入りやすさ」の2つの指標により、建物の断熱性能を評価しています。日本全国を8区分の地域に分け、各地域の気候条件等を基に基準値が定められており、1～7段階で評価されます。



建物からの熱の逃げやすさ
外皮平均熱貫流率

ユーエー
UA値 0.6

床、外壁、屋根や窓などから外へ逃げる熱量を示した指標です。値が小さいほど熱が逃げにくく、暖房エネルギーが削減されます。



建物への日射熱の入りやすさ
冷房期の平均日射熱取得率

イータエーシー
ηAC値 2.8

冷房期に窓などから侵入する日射の熱量を評価した指標です。値が小さいほど熱が入りにくく、冷房エネルギーが削減されます。

6地域における評価の値

断熱性能・高

評価	1	2	3	4	5	6	7
UA値	-	1.67	1.54	0.87	0.60	0.46	0.26
ηAC値	-	-	3.8	2.8	2.8	2.8	2.8

UA値・ηAC値の評価(等級)で低い方を断熱性能の評価点とする

断熱性能



「4」が省エネ基準、「5」がZEH水準(誘導基準)の断熱性能

基準の達成状況

①消費エネルギー性能と②断熱性能の評価を基に、国が求める省エネ基準や、誘導基準(ZEH水準)を達成しているかを示しています。

省エネ基準

エネルギー消費性能で★1つ、かつ断熱性能 ≥ 4 以上を達成

省エネ基準

達成

誘導基準^{ゼッチ}(ZEH水準)

エネルギー消費性能で★3つ、かつ断熱性能 ≥ 5 以上を達成

誘導基準

達成

<本評価書について>本評価書は、「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能の表示制度ガイドライン」に基づく「建築物のエネルギー消費性能の評価書」です。/本評価書は、第三者評価機関の評価によらず、建築物の販売・賃貸事業者が自ら省エネ性能を評価した結果を示す「自己評価」の評価書です。/本評価書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価書ではありません。

「達成」となっていることを確認

<評価の結果について>本評価書に記載の内容については、評価時点の設計情報に基づくものであり、評価日以降の計画変更や劣化が生じないことを保証するものではありません。/本評価書に記載されている基準の達成・未達成に関する情報については、この評価書をもって法令への適合を証するものではありません。/基準の達成・未達成の記載は、設計値と基準値の比較によるものであり、単位の換算や数値の丸め方等の都合により、削減率等の数値と達成・未達成の記載内容が整合しない場合があります。

Q5-9 添付する確認済証はどのようなものですか？

A5-9 こちらを添付してください。

第五号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）

建築基準法第6条第1項の規定による
確認済証

第 令和 年 月 日 号

様

補助申請書の申請者と一致しているかを確認

確認済証と検査済証で面積等が違う場合は、変更確認申請を申請している可能性があります。

建築主事 ●●●● 印

下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

- 申請年月日 令和 年 月 日
- 建築場所、設置場所又は築造場所
- 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(建築物)
 - 建築物の名称
 - 主要用途 一戸建ての住宅
 - 工事種別
 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替
 - 延べ面積（建築物全体）

a. 申請部分の面積	150.64 m ²
b. 申請以外の部分の面積	0.00 m ²
c. 合計の面積	150.64 m ²
 - 申請棟数 1 棟
 - 建築物の構造 木造
 - 建築物の階数 地階を除く階数 2 階
地階の階数 0 階
 - 天空率適用 有 無
 道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用
- 適合判定通知書の番号
- 適合判定通知書の交付年月日
- 適合判定通知書の交付者
他の建築主 0 名
(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

Q5-9 添付する確認済証はどのようなものですか？

A5-9 こちらを添付してください。

第二十一号様式（第四条の四関係）

建築基準法第7条第5項の規定による
検査済証

第 令和 年 月 日 号

様

補助申請書の申請者
と一致しているか
を確認

申請の日から1年を
経過していないか
を確認

建築主事等職氏名 ●●●● 印

下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法
第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法
第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

確認済証と同じ内容
かを確認

1. 確認済証番号 第 号

2. 確認済証交付年月日 令和 年 月 日

3. 確認済証交付者 建築主事 ●●●●

4. 建築場所、設置場所又は築造場所

5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(建築物)

(1) 建築物の名称

(2) 主要用途 一戸建ての住宅

(3) 工事種別
 新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替 建築設備の設置

(4) 延べ面積（建築物全体） 150.64 m²（検査対象床面積 150.64 m²）

(5) 対象棟数 1 棟

(6) 建築物の構造 木造

(7) 建築物の階数 地階を除く階数(地上階数) 2 階
地階の階数 0 階

(8) 天空率適用 有 無
 道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

6. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定

7. 検査年月日 令和 年 月 日

8. 委任した建築主事氏名 建築主事 ●●●● 印

他の建築主 0 名 他の委任した建築主事 0 名 他の建築主等職氏名 0 名

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

Q5-10 建築確認済証や検査済証を紛失してしまいました。再発行はしてもらえます

か？

A5-10 確認済証や検査済証は再発行できませんので、建築台帳記載証明書を発行してもらってください。詳しい手続きに関しては下記にお問い合わせください。

【愛知県知多建設事務所 建築課】

- ・木造の建築物で3階以上又は延べ床面積 500 m²、高さが 13m以上若しくは軒の高さが 9mを超えるもの
- ・木造以外の建築物で2階建て以上又は延べ床面積 200 m²以上を超えるもの

【東海市役所建築住宅課 開発指導グループ】

- ・上記以外の建築物

Q5-11 長期優良住宅等の認定証を紛失してしまいました。再発行はしてもらえますか？

A5-11 再発行の可否については、下記にお問い合わせください。

【愛知県】以下の規模の場合

- ・木造の建築物で3階以上又は延べ床面積 500 m²、高さが 13m以上若しくは軒の高さが 9mを超えるもの
- ・木造以外の建築物で2階建て以上又は延べ床面積 200 m²以上を超えるもの

<問い合わせ先>

長期優良住宅	愛知県建築指導課 優良住宅・相談グループ (052-961-9719)
低炭素建築物	愛知県建築指導課 建築環境グループ (052-954-6570)
建築物省エネルギー消費性能向上計画	愛知県建築指導課 建築環境グループ (052-954-6570)

【東海市役所建築住宅課 開発指導グループ】

- ・上記以外の建築物

【BELS評価書】

- ・各評価機関にお問い合わせください。